

文化観光拠点施設は「地域の活性化」を促進するのか —群馬県立歴史博物館の事例調査から—

野崎 彩乃^{*1}・野村 遼平^{*1}
馬場 千紘^{*1}・金山 喜昭^{*2}

はじめに

本稿の目的は、群馬県立歴史博物館が文化観光拠点施設となったことで、「地域の活性化」につながっているのかを検証することである。

調査には、群馬県立歴史博物館（以下、同館）の学芸員の江原幸太郎氏（以下、同氏）への半構造化インタビュー－インタビューの内容は江原幸太郎氏個人の見解であり、同館全体で共有されたものではないことを留意いただきたい－と常設展示の見学を実施した。

第1章では、文化庁が推進する「文化観光」の定義を確認し「文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律」（以下、文化観光推進法）に示される「地域の活性化」とは何を意味するのかについて検討する。第2章では、同館での調査によって明らかになった事実と、その評価を行う。第3章では、調査によって明らかになった「ハブ施設」と「結びつき」という考え方を評価し、「地域の活性化」を促進する上で入館料がバリアになっているのではないかということを議論する。

1. 「文化観光」と「地域の活性化」

(1) 文化観光拠点施設とは

文化観光拠点施設について説明する前に、文化庁では「文化観光」について以下のように定義している。

文化観光とは、「有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（文化資源）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて、文化についての理解を深めることを目的とする観光」です⁽ⁱ⁾。

2020年5月1日に施行された「文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律（文化観光推進法）」は、「文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的とする」⁽ⁱⁱ⁾ものである。

* 1 明治大学大学院文学研究科臨床人間学専攻教育学専修博物館学領域（博士課程前期）

* 2 明治大学大学院兼任講師（法政大学キャリアデザイン学部教授）

文化庁ではこれらの実現のために、文化についての理解を深める機会の拡大と国内外からの間光客の来訪促進を重視している。また、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、拠点計画・地域計画を認定し、計画に基づく事業に対して支援をおこなう。ここで具体的に想定されている事業としては、展示改修やデジタル・アーカイブ化による文化資源の魅力増進、展示の多言語化や体験プログラムの実施、交通アクセスの改善やWi-Fi整備、他施設との連携などが挙げられている⁽ⁱⁱⁱ⁾。

(2) 群馬県立歴史博物館における文化観光拠点計画

同館は、2020年8月に文化観光推進法に基づいて「群馬県立歴史博物館イノベーション文化観光拠点計画」^(iv)（以下、拠点計画）が認定され、同年の下半期から事業を開始した。ここで、その具体的な取り組みについて見ていきたい。

拠点計画においては、同館における課題、文化観光拠点施設としての機能強化に向けて取組を強化すべき事項及び基本的な方向性、具体的な数値による目標、事業内容などが記載されている。そして、「群馬が世界に誇る文化資源である「埴輪」「榛名山噴火関連遺跡」を核として、あらゆる来訪者からのニーズに応え、満足が得られる、そして、地域の文化資源へと誘う、群馬県における中心的な文化観光拠点施設としての機能を担うとともに、文化観光推進事業者や市町村、地域住民、民間団体などと連携しながら、総合的かつ一体的に文化観光施策に取り組むことで、群馬県立歴史博物館を起点とした、観光の振興、地域の活性化の好循環を創出する」という方向性を示している。

次に、拠点計画から事業の概要をみていくことにする。まず大きな事業のひとつとしては、展示室のリニューアルが挙げられる。拠点計画においては「常設展示デジタル化推進事業」や「デジタル埴輪展示室整備事業」が該当する。たとえば「デジタル埴輪展示室」は、埴輪の3Dデータを活用したホログラム展示や埴輪を様々な方向から観察できる埴輪スコープなどを導入した展示室である。また、展示に用いるパネルもリニューアルしている。

そのほか、事業として、商品開発や解説アプリの開発なども含まれている。「文化資源を活用した商品企画開発事業」のうち、たとえば「ぐんまのはにおき」は、博物館が文化庁の補助金でデジタル展示用に作成した埴輪の3Dデータを活用し、藤岡市で出土した埴輪の形を再現した陶磁器製の箸置きである。博物館が所有する埴輪のデジタルデータを民間の企業が商品化するという、前例のない商品開発となつた^(v)。

インバウンドを意識したものとして、「AR・多言語アプリ開発事業」によって開発された「G-歴博なび」は、英語・ポルトガル語・韓国語・中国語（繁体字・簡体字）の5言語によるテキスト及び音声解説に対応したアプリである。ARについては、埴輪や遺跡のジオラマをわかりやすく解説するコンテンツを複数の展示室で運用を開始した。

(3) 「地域の活性化」の定義

文化観光推進法は、その目的のひとつに「地域の活性化」を挙げている。この「地域の活性化」とは果たして何を意味するのであろうか。

文化観光推進法に示されているように、文化庁は文化・観光の振興を地域の活性化につなげ

ることを意図していると考えられる。例えば2024年度地域文化財総合活用推進事業^(vi)をみると、地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、各地域の伝統芸能や伝統行事、またそれらの後継者育成といった取り組みに対して補助金を交付することで、文化振興とともに地域活性化を推進することを目的としている。

ここで重要なのが、「文化振興」というキーワードである。インターネット上で「地域振興 文化庁」というワードで検索をかけると、ヒットするのは「地域振興」ではなく、「地域文化振興」の方が多くなっている。文化庁は文化芸術振興の意義について、「文化芸術は、創造的な経済活動の源泉であるとともに、人々を惹き付ける魅力や社会への影響力をもつ「ソフトパワー」であり、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤ともなることから、我が国の国力を高めるものとして位置付けておかなければならない。我が国は、このような認識の下、心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築して国力の増進を図るため、文化芸術の振興を国の政策の根幹に据え、今こそ新たな「文化芸術立国」を目指すべきである」^(vii)としている。

よって、文化庁における「地域の活性化」とは、文化芸術を「我が国の国力を高めるもの」として捉え、文化振興を地域の活性化につなげることで経済効果を生み出し、さらなる文化振興につなげていくという好循環を生み出すことであるといえる。

2. 群馬県立歴史博物館の調査の事例と評価

2024年5月29日に同館の学芸員へのインタビューと常設展示の調査を行った。なお、後日、メールでも追加質問を行った。本章では、常設展示の内容と、インタビュー及びメールによる調査の結果を示した後、それについて評価する。

(1) 群馬県立歴史博物館の常設展示

同館では、文化観光拠点施設となった2020年から常設展示のリニューアルを行った。それ以前の2016年にも改修工事を行っているため、比較的短期間でのリニューアルとなった。

同館の常設展示は大きく2つに分かれている。1つは、国宝に指定された綿貫觀音山古墳の出土品を展示している国宝展示室。もう1つは原始・古代・中世・近世・近現代というように通史で群馬県の歴史と資料を紹介している常設展示室である。

先述したように、文化庁の想定では文化観光拠点計画において展示のデジタル化、多言語化などの推進が特に重点的に行われることが求められていた。では、同館では文化観光拠点計画はどのように常設展示に反映されているのか。

まず、デジタル化についてである。そのうち特筆すべきはQRコードを用いた多言語解説ウェブアプリ「G-歴博なび」である。国宝展示室をはじめとして、常設展示室内において展示されている資料の前には(写真1)のようにQRコードが置かれており、読み込むことによってスマートフォンなどによって手元で資料の解説文を読むことができ、さらに解説の難易度を分けることが可能となっている。また、当時の人びとの様子を想像することが難しい資料の場合、(写真2)のように再現(復元)データを立体鑑賞することが可能である。「G-歴博なび」にはこのようなQRコードを介したブラウザ上での閲覧操作を可能とする形態に加え、ス



写真1 解説のQRコード



写真3 「ARはにわフォトスポット」



写真2 墓輪の再現(復元)データ



写真4 観覧者の発声指示で流れる解説映像

マートフォン向けダウンロードアプリとしての2つの形態がある。形態の使い分けは、前者が常設展示室全体でQRコードを介して個々の資料の解説を閲覧できるのに対し、後者はARの埴輪と写真を撮ることができる、「ARはにわフォトスポット」というコーナーでのみ存在が示されている。(写真3)のようなパネルをアプリ内のカメラで写すとARの埴輪が現れるという仕掛けである。

「G-歴博なび」の開発に際し、2020年度に事業着手をする予定であったが新型コロナウイルス流行のために延期し、初版の運用開始は2021年11月末日となった。2020・2021年度はスマートフォン向けダウンロードアプリとして開発事業が進んだものの、2022・2023年度には利用者の利便性向上のため、ブラウザ上での閲覧操作を可能とする形態を採用した^(図)。

その他にも、(写真4)のように発声指示をすることで流れる解説映像が常設展示室内に配置されているほか、常設展示の最後には「デジタル埴輪展示室」として独立した展示のデジタル化を主題においた部屋が配置されている。デジタル埴輪展示室では、先述した「ARはにわフォトスポット」、高精細3Dデータを活用した埴輪の3Dホログラム、埴輪の発掘から復元ま

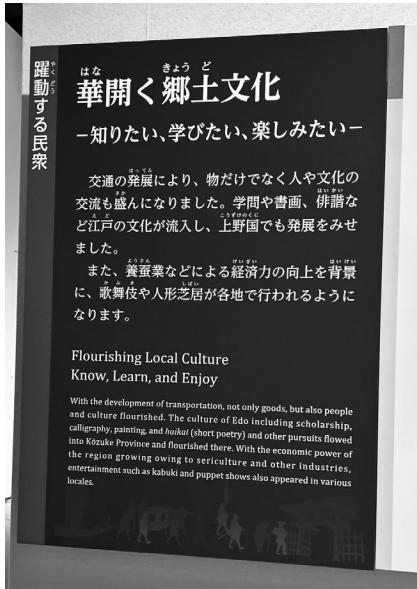


写真5 展示室のパネル

でを体験できる子ども向けデジタルコンテンツ「はにわ研究所」など最先端のデジタル技術を導入した展示がなされている。

次に多言語化の動きについて説明する。大きな変化として、「G-歴博なび」による多言語解説と、展示室のパネルの刷新がある。QRコードを介して「G-歴博なび」の解説画面を開くと、画面右上に言語切替ボタンが設けられている。設定されている言語は英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語、ポルトガル語であり、選択された言語が全ての画面に適用される。

また、(写真5)で示したように常設展示室内の時代ごとに展示室内の説明をする大きなパネルがあるのだが、従来のパネルよりも文字数を減らし、より簡潔に各展示室の説明をし、日本語と英語の併記を行ったという。

その他に常設展示では、来館者が体験できる展示が目立つ。例えば、常設展示室の近現代の展示には一昔前の暮らしの様子を再現した部屋（写真6）がある。部屋は展示室において一段上がった高さで作られているが、来館者は靴を脱いで実際に部屋に上がり上毛かるたで遊ぶことができる。このような展示のほかにも古代の石棺が階段を上がればのぞき込めるように展示されている。

また、指定場所に立つ、声に出すなどの動作に反応して流れ出す映像解説や、(写真7)のタッチパネル式画面による解説、ゲームなどのようにデジタル化した展示のほか、「ARはにわフォトスポット」や顔をはめて写真を撮ることができるパネルなど、展示をただ見るという行為だけでなく体験という要素を組み入れている展示が目立っていた。



写真6 一昔前の暮らしの再現展示



写真7 タッチパネル式画面による解説

(2) 展示の評価

以上のような常設展示のリニューアルは文化観光拠点計画の実施における主要な事業の1つである。

同館の拠点計画によると、文化観光拠点計画の目標として来訪者の満足度を上げることや、外国人の来館者数の増加などが挙げられており、目標達成のための手段として「埴輪3Dアーカイブ化事業」や「常設展示デジタル化推進事業」「AR・多言語アプリ開発事業」などが挙げられている。先に挙げたデジタル機器を用いた展示の工夫は文化観光拠点計画に基づき補助金を用いて行った主たるものであるとみられる。また、「常設展示デジタル化推進事業」の事業内容には「VRを駆使した体感型コンテンツやハンズオン展示を制作し、見て、感じて、遊べる博物館を開設する」とあり、「文化財への興味、関心を深めるための、見て、触れるコンテンツを制作する。視覚障がい者、聴覚障がい者も楽しめるコンテンツとする」と述べられている。常設展示のリニューアルにより、計画通りに事業を開設したとみることができる。

しかし、計画上ではインバウンドへの対応という面が強く打ち出されている一方で、常設展示からは展示の対象として外国人を強く意識しているとは感じられない。展示のリニューアルを行うことで「外国人が展示を理解できるようにするために」というよりも、「誰がみてもわかりやすいような」展示を目指しているように感じられた。展示全体をみたとき、とにかくわかりやすく資料の魅力を伝えるためにはどうすればいいのか、見やすい展示というものをデジタル化やパネルの刷新などを通じて追及した結果が現在の常設展示であると思われる。また、観るという行為だけでなく動きを通して展示を体験することで、来館者は常設展示に対して多様な印象を抱き、記憶に残ったまま帰ることができると考えられる。

(3) 群馬県立歴史博物館の学芸員へのインタビュー調査

次に、常設展示の調査と同日に行った、同氏へのインタビュー調査と、メールによる追加質問によって分かったことを報告する。

インタビュー調査の中で、同氏が重視し何度も言葉として用いていたのが、「ハブ施設」と「結びつき」の2点である。

同館には次のような4つの使命がある。

1. 群馬県の歴史・文化について楽しみながら学べる場を提供します。
2. 古代東国を中心とした群馬県の歴史・文化をアピールします。
3. 群馬県の歴史・文化の情報発信拠点として人と地域をつなぎます。
4. 県民の貴重な宝である博物館資料を未来に伝えます。

このうち、「3. 群馬県の歴史・文化の情報発信拠点として人と地域をつなぎます」という使命の下に情報発信拠点としての方針をより端的に表した言葉が「ハブ施設」である。

ハブとは本来車輪の中心のことを指す英語であるが、それが転じて中心や中核といった意味を持つようになった。ここでいう「ハブ施設」とは、同館の展示を通して群馬県の歴史・文化に興味を持ち、県内の他の施設や遺跡などを訪れるにつながるような結節点としての施設を意味すると考えられる。同氏によると、この方針は、使命として明示されていたため以前から持っていたものではあるが、文化観光拠点計画の採用により文化観光拠点となったことでよ

り意識するようになり、計画を通してどのように「ハブ施設」として推進していくか、という視点を持つようになったという。

また、インタビューからキーワードとして登場したのが「結びつき」という言葉である。「結びつき」とは展示の設計において、県内の有名な遺跡ばかりを取り上げずに地域間のバランスを重視し、展示と来館者の間でつながりを作ることができるよう、「地元意識」を持つことができるような展示にするという方針のことである。

この方針が具体的に現れた展示として同氏が挙げたのが、第109回企画展「温泉大国ぐんま」(2023年10月7日から11月26日)である。多くの温泉を有する群馬県の博物館として温泉と温泉文化にどのように向き合っていくのかを考察し展示に反映したものである。「湯治とは病と人の歴史である」としてハンセン病をテーマとして取り上げ、ハンセン病に関する歴史を紹介することと、病気を正しく理解することを促すことという2点を啓発することに重点を置いている。

そして「博物館では、展示資料（歴史）と観覧者自身の経験や価値観が結びつくことによって理解が深まり、記憶に残りやすくなる。ハンセン病について他人事とせず、自身との結びつきを考えるきっかけになれば幸いである」^(ix)と述べている。実際に温泉に行く途中で来館した者、温泉に行った後に展示を観に来た者というように、展示が博物館外での実際の活動とつながったような来館者も確認できたという。

また後日メールにて同氏に対し、博物館全体で「文化観光」の認識をどう共有したのかを質問したところ、以上のような意識は同館全体で共有されており、特にパネルでの展示における「ものさし」を統一したという。このものさしとは具体的に、文章のレベルや用いる歴史的用語などのことであり、特に来館者のうち、子どもや親子連れが訪れた際のことを考慮して、学芸係・教育普及係・解説員で文章の読み合わせを行ったとのことである。

(4) インタビュー調査結果の評価

以上のことから、同館では文化観光拠点計画を通して館の使命を推進するために、同氏が述べていた「ハブ施設」と「結びつき」という方針の下、デジタル技術を用いた常設展示のリニューアルを行ったということがわかった。それでは、同館は「地域の活性化」をどのように捉えているとみられるのか。本節では、インタビュー調査をふまえた上で、同館における「地域の活性化」の考え方と、常設展示において重視している、来館者と地域との「結びつき」について検討する。

前者の同館における「地域の活性化」の考え方については、第1章で述べたように、文化庁における「地域の活性化」とは、文化芸術を「我が国の国力を高めるもの」として捉え、文化振興を地域の活性化につなげることで経済効果を生み出し、これをまた次の文化振興につなげていくという好循環を生み出すことである。

文化観光拠点施設として同館が目指しているのは、市町村、地域住民、民間団体などと連携しながら、当該施設を起点とした観光の振興、地域の活性化をはかるために好循環を創出することである。具体的な取り組みとして、来訪者が地域の文化資源の理解を深める展示や、県の中核施設として地域と地域住民をつなぐ役割を意識している。「温泉大国ぐんま」展では、実

際に草津温泉に行った後や、温泉地に行く途中に来館した人もいたことはその成果と考えられる。企画展や常設展の中で「地域との関連」を強く意識したことで、実際に地域をつなぐ役割を果たしているのである。その他、群馬県の魅力を発信する新たなアプローチとして、民間企業と連携して「ぐんまのはにおき」を開発するなど、より地域に密着した取り組みをおこなっている。

以上の点から、同館は文化庁の文化観光事業の方針の下に具体的に地域活性化の内容に触れており、また地域と住民をつなぐ役割も強く意識している。よって、文化庁で強く意識されている観光の振興とともに、地域の住民とのつながりなどを重視しているのが同館の「地域の活性化」であると考えられる。

次に、後者の同氏の言う後者の常設展における来館者と地域との「結びつき」についてはどうであろうか。調査の中で判明したこととして、博物館での展示において重視していると考えられる、来館者と地域との「結びつき」という概念があったことが挙げられるが、この概念は、他の博物館で広く使われているような一般的な概念ではないと考えられる。

この概念を理解するために、先行研究や類似した概念などを調べたところ、博物館展示における「意味づくり (meaning-making)」「意味づけ (sense-making)」という概念が「結びつき」の概念に近いのではないかと考えられる。「意味づくり」「意味づけ」とは、心理学者が、博物館の来館者個々人が情報を自分のものにして取り込む過程を表現するために用いた言葉である。心理学者のリンダ・グライツは、来館者の学習は、個々人がその経験、知識、感情などを通じて芸術や展示との間に創出する個人的なつながりと深く結びついていると述べている^(x)。

同館での企画展「温泉大国ぐんま」での展示においては、「結びつき」という単語が展示のキーワードとして強調されていたが、この「結びつき」については、その時代を生き、経験した人へ向けた展示という事を重視しているということから、来館者個々人がその地域での経験を通して展示との間に個人的なつながりを見つけ出すことで、展示に対しての「意味づくり」「意味づけ」を行うことが、利用者と地域の「結びつき」であると言うことができるのではないかと考えている。

また、里見親幸は博物館での展示方法の工夫に「共感」をポイントとして挙げている。里見は展示においての「共感」について、観覧者の想像力により展示への共感がもたらされることによって、より深く記憶に刻まれやすいということが考えられ、また、博物館において観覧者自身が主役となることでその距離が身近になり、親しみやすくなると述べている。その例として、京都国立近代美術館の、観覧者に希望を募り展示を決定するという取り組みを例に挙げており、観覧者が人生の出来事の中で思い出深い記憶として選んだ作品から、展示や解説について共感を育てることができると論じている^(xi)。

この「共感」という概念を参照し、先述の企画展について考察すると、ハンセン病について、当事者でなくとも観覧者との「結びつき」を考えるきっかけとしてほしいという意図から展示を設計している他、「あかぎ国体」や草津温泉の資料についても、その当時を経験した人々への「結びつき」を念頭に置いた展示づくりを意識していたという事から、観覧者が主役にならないまでも、資料との距離を身近に、親しみやすい展示を作る事での共感を呼び起こし、観覧者と地域を「結びつけ」たのではないかと考えられる。

以上のことから、展示における「結びつき」とは、博物館展示においての「意味づくり」「意味づけ」、また「共感」という概念がそれに近いものだと考えられる。

3. ハブ施設と地域との「結びつき」における課題

前章までは、同館の調査・評価を通して、同博物館は地域のハブ施設としての博物館として活動し、展示を通じて地域と利用者を「結びつけ」るということを重要視していたことが明らかになった。本章では博物館の現在の方針において、地域のハブ施設としての役割、また地域と利用者の「結びつき」についてどのように実行しているのかという点について検討したい。

そのテーマに関連する事項の1つとして、博物館と地域の人々に関連する部分の根幹である、入館料（観覧料）の取り扱いについて考える。

まず、博物館法から博物館と入館料に関する基本事項を確認する。同法第26条（入館料等）には、「公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。ただし、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができます」^(xii)とある。また、『令和元年度 日本の博物館総合調査』^(xiii)から確認できる事項を抜粋すると、県立博物館で入館料を有料と設定している館は全体の48.8%であり、県立博物館の入館料の平均値は403円、中央値は340円であるという結果が出ている。

これらの基本事項を踏まえて、同館の観覧料（入館料）に関する事項を確認する。常設展示については、一般は300円（団体割引では240円）、大学・高校生は150円（団体割引では120円）、また、中学生以下の観覧料は無料となっている。また、企画展示においては、規模や内容、経費を勘案して知事がその都度額を定める。ただし、中学生・小学生は企画展示の観覧料は原則無料である。また、企画展示の観覧者は常設展示についても追加料金なしで観覧することができる。入館料に関する特筆すべき点として、群馬県民の日（10月28日）は、博物館の観覧料が無料になる^(xiv)。

これらを総合して見てみると、年に一度はあるものの「群馬県民の日」という、地域内の特別な日には博物館の観覧料を無料にしており、同館の観覧料そのものに関しても、ほかの県立博物館と比べても料金が特別高いという事もない。また、学生に対しては料金の割引・無料観覧という措置を取っているということから、一般的な博物館の基準で考えると妥当なところである。

しかし、先述のようにこの同館は、地域のハブ施設としての役割を持ち、展示を媒介として利用者と地域を「結びつき」をはかっている。ここから、地域とのつながりを重視する博物館としては、地域住民から展示料金を徴収するという在り方については果たしてどうなのだろうか。

金山は、博物館の入館料の考察に関して、博物館を教育型、キャリア支援型、日常空間型、観光型というタイプに区分している。公共性と収益性という視点から見ると、前者3つの博物館は公共性が高いことから無料である方が望ましい。観光型の館は集客性を追い求めるあまり娯楽性を強調しすぎると博物館の範疇から外れると述べている^(xv)。金山はまた、博物館の入館料を無料にすべき理由として、以下の3つを挙げている。

- ・博物館法を制定する当初、最終決定の法案についての概要説明において、将来的には入

館料を完全無料にする方向性が示されたにもかかわらず、経済成長に伴う公共事業の経費負担の増加により、有料化に歯止めをかけられていないということ。

- ・博物館は多様な利用者を対象にした場であり、展示見学にとどまらず、学校教育の補完や、市民参加の活動、市民のキャリア支援などの日常空間と捉えることができ、公共上の利用価値が高まっていること。
- ・教育的な配慮によって観光者に対しても入館料を無料にすることは、その地域の歴史や文化などを通じて相互理解をはかることにもつながること。

同館は、日常空間型と観光型の性質を持っている博物館と考えられるが、観光型の性質は文化観光拠点施設になったことに依拠しており、元来持っていた性質とは言い難い。インタビューで判明した展示においての「結びつき」という概念は、利用者とその地域を対象にしていることを考えると、入館料を徴収しないほうが望ましいのではないかと考えられる。

また、浜田は、地域博物館の観覧料について、地域博物館の多くが入館者の減少に悩まされていることに関して、日常的に市民が利用する地域博物館が有料であるということは、利用者にとって心的バリアになっていると指摘し、また入館者が減少している館は有料の館に多いと述べている。それに加え、浜田は自身が勤務していた相模原市立博物館について、相模原市立博物館は常設展の観覧を無料にしていることに対し、特別展の料金を300円と設定しているが、特別展を含む有料展の観覧は入館者の1~2割に過ぎないという実情もあり、300円という観覧料でも、市民にとってはかなり高いハードルであるのではないかと考察している^(xvi)。

さらに深く考えるために、図書館について参照する。博物館と同じ社会教育施設である図書館では、入館料を徴収していない。その根拠として、図書館法の第17条には、「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」^(xvii)と明記されている。

石山・田開・菊池は、図書館の無料原則の必要性を、「学習へのフリーアクセス」にあるとし、地域住民の学習要求というものは際限ないものであるため、それに応えるために学習を際限なく保障していく必要があり、それには「学習へのフリーアクセス」を可能とすること、つまり図書館の学習資源、資料に負担なしにアクセスすることを可能にするために、図書館への無料原則が必要であると結論付けている。それに加えて、教育機会が、住民の経済的条件とは無関係に平等に行き渡るために、各教育施設が保障する学習の性格の違いを踏まえつつ、生涯にわたる「学習へのフリーアクセス」を軸とした教育施設全体の無料原則の議論が今後求められるとも述べている^(xviii)。

博物館も社会教育施設であることから、この論点は博物館にも関係のある事であり、避けて通ることはできないと考える。そのため、無料を原則にする「学習へのフリーアクセス」について、他の社会教育施設との比較・参照を通して検討していくべきではないかと考えている。

これらの議論を通して、同館の入館料について考えると、同館は観光拠点施設としての運営を行っているものの、同氏が展示において重要と考えている「結びつき」という概念からも、本来は市民にとっての日常的な空間である地域博物館であると見られ、また、社会教育のための施設としての博物館という視点から、教育機会の提供を広く行うための施策という点を考えると、本来、入館料は無料である事が望ましいと考える。

おわりに

これらの調査・評価・議論から、群馬県立歴史博物館は文化観光拠点施設としての計画の中でも、特に文化観光における地域の活性化に重心を置いて活動していることがわかった。

そのような方針から、博物館全体で地域活性化の促進をするにあたって、地域のハブ施設として機能することを重要視しており、特に博物館展示では、パネルの「ものさし」の統一による来館者の理解の促進を図っている。また、展示においてもう一つ特筆すべき点としては常設展示や特別展示において、来館者と展示との「結びつき」を重視していることである。これにより、来館者の経験と展示のつながりによって、来館者の博物館における学習促進や、地域の人々にとって、博物館が親しみやすい場所になるといった効果が期待できると考えられる。博物館活動としては展示の他にも、民間企業との連携による、博物館資料・データを活用した商品開発などの取り組みも行っており、地域活性化の促進に貢献する取り組みだと評価することができる。

一方、「結びつき」という地域に密接した形の概念を用いて、地域の活性化を推進するという展示手法について考える際、その中で挙げられるものとして、博物館の入館料の取り扱いをどのように考えるかである。博物館の特性を考慮すると、文化観光拠点施設ではあるものの、本来的には地域の日常空間といった特性を有するものと考えられる。そのような館では入館料の徴収が望ましくないという論点や、地域博物館では入館料が安価であっても、地域の人々への心的なバリアとなってしまっているのではないかという考え方もある。博物館法上には入館料は原則無料と明記されていることや、博物館という施設は図書館などと同じく、本来、人々への社会教育に資するものである。こうした入館料に関する意見なども踏まえると、自治体の財政事情は無視することはできないものの、無料である事が望ましいのではないかと考えられる。

あとがき

本稿は、明治大学大学院で開講された博物館マネジメント特論の授業で野崎・野村・馬場が分担して執筆したものである。金山が指導にあたった。

本授業では、「博物館と文化観光」をテーマに取り上げた。2019年に「文化観光推進法に基づき認定した拠点計画及び地域計画」の補助事業が始まってから5年目を迎える。補助対象になった博物館ではその具体的な内容や成果をみることができる。同事業は、改正博物館法の主要政策である文化観光に関連する主要な補助事業に位置づけられている。そこで初年度に同事業を開始した群馬県立歴史博物館を事例に、その取組みと成果を検証することを目的にした。

授業では改正博物館法をはじめ文化観光に関する法令、群馬県立歴史博物館の図録や文化観光に関する先行研究のテキスト批評、現地での学芸員に対するヒアリングと展示調査を実施した。これらの内容をパワーポイントにまとめて発表し、その資料をもとに分担執筆して原稿を執筆した。その後、草稿を読み合わせて訂正して最終原稿を作成した。

最後に、調査にご対応くださった群馬県立歴史博物館学芸員の江原幸太郎氏にお礼申し上げます。

註

- i. 文化庁「文化観光」、https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/index.html (2024年9月25日閲覧)
- ii. 文化庁「文化観光 | 文化庁」、https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/index.html (2024年9月25日閲覧)
- iii. 文化庁「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の概要」https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/pdf/94034301_03.pdf (2024年9月25日閲覧)
- iv. 文化庁「【計画名：群馬県立歴史博物館イノベーション文化観光拠点計画】」https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/pdf/93756801_03.pdf (2024年9月25日閲覧)
- v. 上毛新聞「埴輪4種が箸置きに 「ぐんまのはにおき」登場 県立歴史博物館の3Dデータを活用、三美堂が商品化 古墳大国の群馬県をPR」、<https://www.jomo-news.co.jp/articles/-/447056> (2024年9月25日閲覧)
- vi. 文化庁「令和6年度地域文化財総合活用推進事業について」、https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki_kasseika/r06_sogokatsuyo/ (2024年9月25日閲覧)
- vii. 文化庁「文化芸術振興の意義」、https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/kihon_hoshin_3ji/01-1.html (2024年9月25日閲覧)
- viii. 江原幸太郎、2024年「研究ノート 多言語対応ウェブアプリ「G-歴博なび」の開発」『群馬県立歴史博物館紀要』第45号、pp. 57-65.
- ix. 江原幸太郎、2024年「報告 第109回企画展「温泉大国ぐんま」の運営—温泉文化と博物館展示ー」『群馬県立歴史博物館紀要』第45号、pp. 67-77.
- x. ジョン・H・フォーク、リン・D・ディアーキング著、高橋順一訳、1996年『博物館体験—学芸員のための視点—』雄山閣、p123.
- xi. 里見親幸、2014「博物館展示の理論と実践」同成社、pp. 109-112.
- xii. e-Gov 法令検索「博物館法」、<https://laws.e-gov.go.jp/law/326AC1000000285> (2024年9月26日閲覧)
- xiii. 公益財団法人日本博物館協会「令和元年度 日本の博物館総合調査報告書」、<https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/R2sougoutyousa.pdf> (2024年9月25日閲覧)
- xiv. 群馬県立歴史博物館イノベーション文化観光拠点計画では、観覧料を現在の2倍以上（600円以上）に改定するという方向性が明記されていたが、現時点で観覧料の値上げは実施されていない。
- xv. 金山喜昭、2018年「公立博物館の入館料は無料か有料か：博物館のあるべき姿を問い合わせ直す」『法政大学資格課程年報』7巻、法政大学資格課程、pp. 23-32.
- xvi. 浜田弘明、2006年「観覧料という心的バリア」『非文字資料研究』13巻、神奈川大学21世紀COE プログラム「人類文化研究のための非文字資料の体系化」研究推進会議、pp. 5-7.
- xvii. e-Gov 法令検索「図書館法」、<https://laws.e-gov.go.jp/law/325AC0000000118> (2024年9月26日閲覧)
- xviii. 石山雄貴、田開寛太郎、菊池稔、2020年「図書館における「学習へのフリーアクセス」と無料原則」日本社会教育学会年報編集委員会編『(日本の社会教育第64集)「学習の自由」と社会教育』東洋館出版社、pp. 124-135.